

令和 7 年 3 月 31 日付け県公報選管号外第 6 号静岡県選管規程第 2 号（静岡県選挙管理委員会文書管理規程）中、次のとおり訂正する。

令和 7 年 9 月 19 日

静岡県選挙管理委員会委員長 山 本 正 幸

静岡県選挙管理委員会文書管理規程

ページ 行

4 上から 30

誤

（静岡県選挙管理委員会文書管理規程の廃止）

2 静岡県選挙管理委員会文書管理規程（平成 13 年選挙管理委員会規程第 5 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規程の施行の日前に書記が作成し、又は取得した文書については、第 12 条及び第 17 条の規定を除き、なお従前の例による。

正

（経過措置）

2 この規程の施行の日前に書記が作成し、又は取得した文書については、第 12 条及び第 17 条の規定を除き、なお従前の例による。